

参 考 資 料

(相続税・贈与税関係)

目

次

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針 ー補論ー(抄)	1
・ 平成12年7月「わが国税制の現状と課題 ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー」(抄)	3
・ 相続税の課税方式の種類	4
・ 我が国の相続税・贈与税の課税体系の沿革	5
・ 家計資産残高等の推移	6
・ 世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高(構成比)	7
・ 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」(抄)	8
・ 年齢3区分別人口割合の推移	9
・ 平均寿命の推移	10
・ 最近における相続税の主な改正	11
・ 相続税の主な改正	12
・ 相続財産種類別の財産価額の推移(構成比)	13
・ 諸外国における死亡保険金に係る相続税の扱い(未定稿)	14
・ 諸外国における死亡退職金への課税について(未定稿)	15
・ 中小企業の事業承継に関連する最近の主な改正	16
・ 事業承継に関連する相続税の改正の概要(平成14年度)	17
・ 相続税の負担の推移(商業地)	18
・ 相続税の負担の推移(住宅地)	19

・ 個人事業者の事業承継を巡る問題（「事業承継等に関するアンケート」より）	20
・ 最近における贈与税の主な改正	21
・ 相続税・贈与税の課税方式（イメージ図）	22
・ 相続時精算課税制度（仮称）案のポイント	23
・ 相続時精算課税制度に係る税額計算の流れ	24
・ 相続時精算課税制度における贈与時の課税について	25

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

— 補 論 —

平成14年6月
税制調査会

相続税・贈与税関係

○ 相続税・贈与税

1. 課税根拠

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠は、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられる。その際、累進税率の適用により、富の再分配をより効果的に図る役割を果たしている。

個人から贈与により財産を取得した者に対しては、取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課される。贈与税は、相続課税の存在を前提に生前贈与による相続課税の回避を防止する意味で、相続課税を補完する役割を果たしている。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税する位置付けもある。

2. 課税方式（遺産課税方式、遺産取得課税方式及び併用方式）

わが国の相続税は、明治38年に遺産課税方式によって創設され、シャウプ勧告に基づく昭和25年の改正で課税方式が遺産取得課税方式に変更された。その後、昭和33年に、税制特別調査会における幅広い議論を踏まえ、遺産取得課税方式を採りつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得にかかわらず法定相続人の数と法定相続分によって一律に算出するというわが国独特の制度（法定相続分課税方式）が創設され、現在に至っている。

法定相続分課税方式が昭和33年度改正において導入された背景としては、それ以前の純粋な遺産取得課税方式において、

- (1) 税務執行上仮装分割などを防止することが困難であること
- (2) 分割容易な遺産と困難な遺産との税負担が不均衡となること
- (3) 農業の零細化を促進する（農業政策等と不整合となる）おそれがあること

等の問題点があった。現在においては、相続人の人数の減少傾向、農地に係る納税猶予制度の存在等、制度導入当時とは状況の変化が見られる。財産取得者の個人的担税力に即した合理的な課税を行うことはできないという遺産課税方式の問題点や、遺産の総額が同じであれば、分割方法にかかわらず税額の総額は一定であるという現行の方式のメリットは、依然認められ、法定相続分を基調とする取得課税による現行の体系については維持すべきである。

平成 12 年 7 月 「わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - 」(抄)

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

わが国の相続税は、相続、遺贈(遺言による贈与)又は死因贈与(贈与者の死亡により効力を生じる贈与)により財産を取得した者に対して、その財産の取得の時における時価を課税価格として課される税です。相続税の課税対象となる取得財産には、現金、預貯金や株式などの金融資産のほか、動産や不動産などのあらゆる資産が含まれます。相続税は、これら相続によって取得した財産をすべて金銭的な価値に置き換えて評価した上で課税されます。

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るか(注)により位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得(無償の財産取得)に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

(注)遺産課税と遺産取得課税

主要国の相続課税を見ると、アメリカ、イギリスのように、被相続人の遺産全体を課税物件として、例えば遺言執行者を納税義務者にして課税する「遺産課税方式」と、ドイツ、フランスのように、相続人が取得した遺産を課税物件として、相続人を納税義務者にして課税する「遺産取得課税方式」の二つの体系に分かれます。

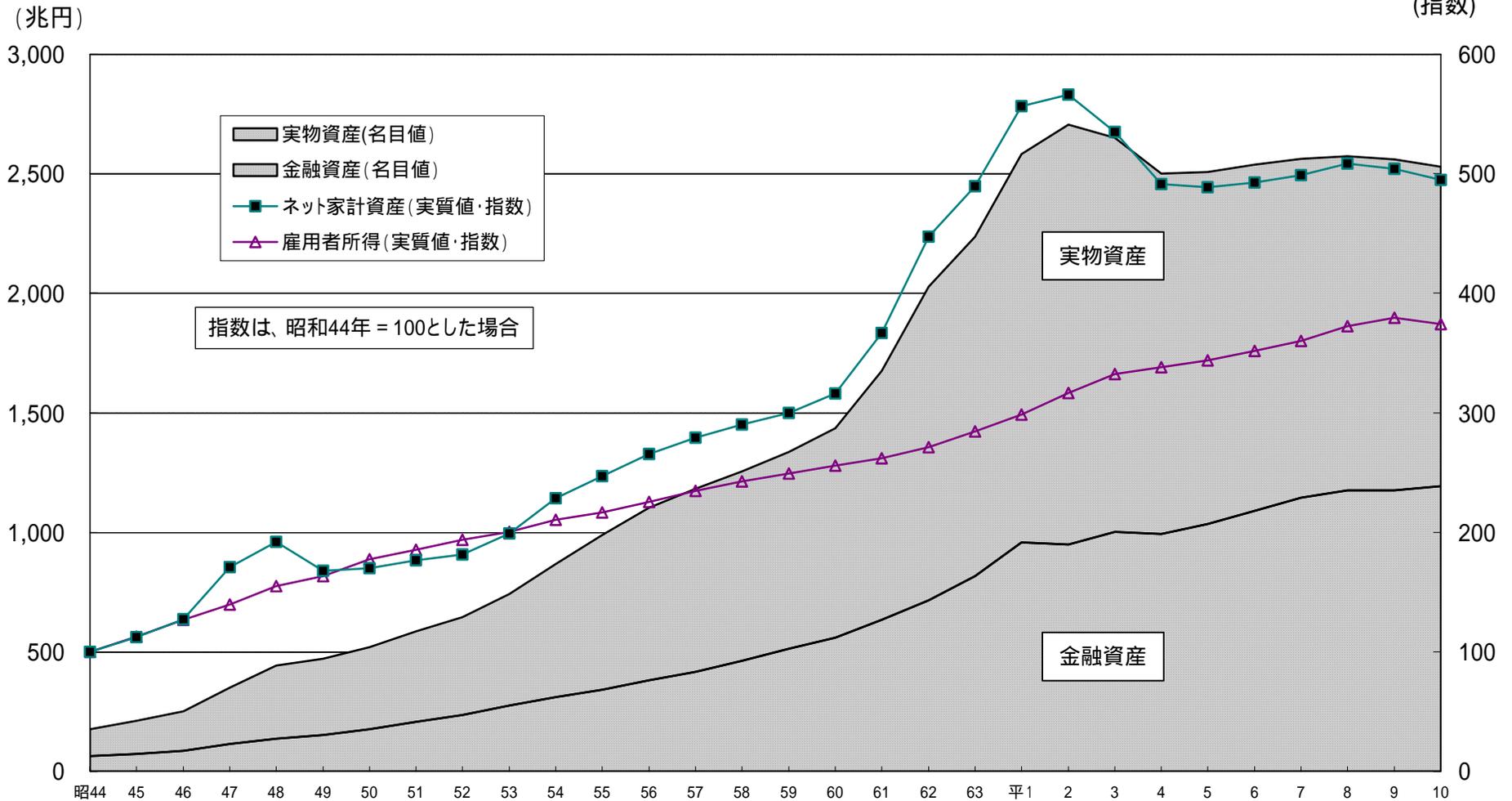
相続税の課税方式の類型

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	併用方式
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	我が国が採用している方式で、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、各人の取得財産額に応じて課税する方式
採用国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス	日本
考え方	被相続人に対する所得税の補完税としての性格を重視する説からくるもので、被相続人の一生を通ずる税負担の清算を行うという考え方	偶然の理由による富の増加を抑制する等社会政策面を強調する説からくるもので、富の集中の抑制を図るという考え方	遺産取得課税方式を基本として、当該方式のもつ欠点を法定相続分課税の導入により解消しようとする考え方
特色	遺産分割の仕方による税負担の変動がないため、遺産取得課税方式に比べて税務執行が容易である。 制度としてわかり易い。 財産取得者の個人的担税力に則した合理的な課税を行うという点において、遺産取得課税方式に劣る。 富の集中の抑制を図るという点において、遺産取得課税方式に劣る。	財産取得者の個人的担税力に則した合理的な課税をすることができる 遺産分割の仕方によって税負担に差異を生ずることから、事実と異なる申告が行われやすい。 分割困難な資産の負担は相対的に重くなる。	やや制度が複雑である。

我が国の相続税・贈与税の課税体系の沿革

年	沿 革
明治 38 年 (創 設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺産課税方式の採用 ○ 家督相続を優遇し、親疎により別税率適用 ○ 相続開始前 1 年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算
昭 和 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法改正 (昭和 22 年) で家督相続廃止 相続税もこれに伴い家督相続に係る規定を廃止 ○ 贈与者の一生を通ずる累積課税方式の贈与税の創設 (贈与者課税)
昭 和 25 年 (シャウブ勧告)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税・贈与税の一本化 ○ 遺産取得課税方式への移行 ○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式を採用
昭 和 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式の廃止 ○ 相続開始前 2 年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 贈与のつど毎年課税する贈与税の創設 (取得者課税)
昭 和 33 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定相続分課税方式 (相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、各人の課税価格 (取得財産額から取得財産に係る基礎控除額を控除した額) で按分する方式) の導入 ○ 相続開始前 3 年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 3 年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度 (3 年累積課税制度) の導入
昭 和 50 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 贈与税の 3 年累積課税制度の廃止
昭 和 63 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本改正

家計資産残高等の推移



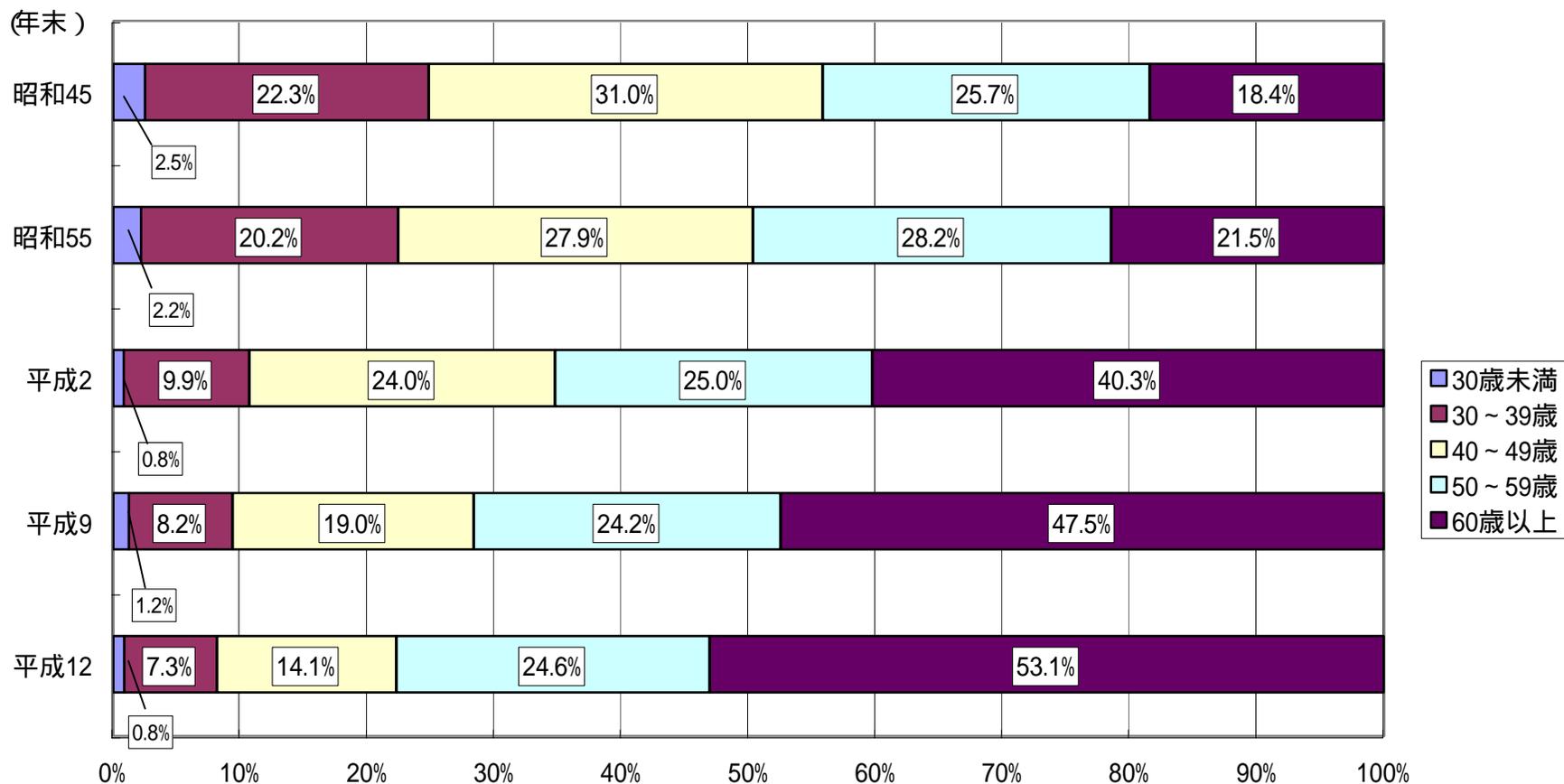
(注1) 「実物資産」とは、純固定資産(住宅等)、再生産不可能有形資産(土地等)等、金融資産以外の資産の合計をいう。

「金融資産」とは、現金、預金、有価証券、生命保険金等の資産の合計をいう。

「ネット家計資産」とは、家計(個人企業を含む)の期末資産から負債を差し引いたものをいう。

(注2) 「平成2年基準 国民経済計算(68SNA)」より作成。平成2暦年基準のデフレーターで実質化。

世帯主の年齢階級別貯蓄の現在高 (構成比)



(資料) 総務省統計局「貯蓄動向調査」より試算。

(注) 貯蓄動向調査は、二人以上の一般世帯(単身世帯等を除く)を調査対象としている。また、世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、家計の主たる収入を得ている者をいい、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、世帯主の貯蓄だけでなく、その家族の分も含まれる。

なお、同調査における「貯蓄」とは、「通貨性預貯金、定期性預貯金、有価証券(株式、国債、地方債等)、生命保険等、金投資口座、金貯蓄口座、金融機関外への預貯金(社内預金、共済組合、互助会への預貯金等)」である。

社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」 -抄-

平成12年10月27日

持続可能な社会保障

(高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有している(*8)が、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

(*8)

高齢者の資産の実態については、現役世代に比べて、ストックの積み上げが見受けられる。世帯主の年齢階層ごとに家計資産(貯蓄・不動産)の全般的状況をみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加している(ただし、この額の評価に当たっては、近年の地価の下落を考慮する必要がある。)

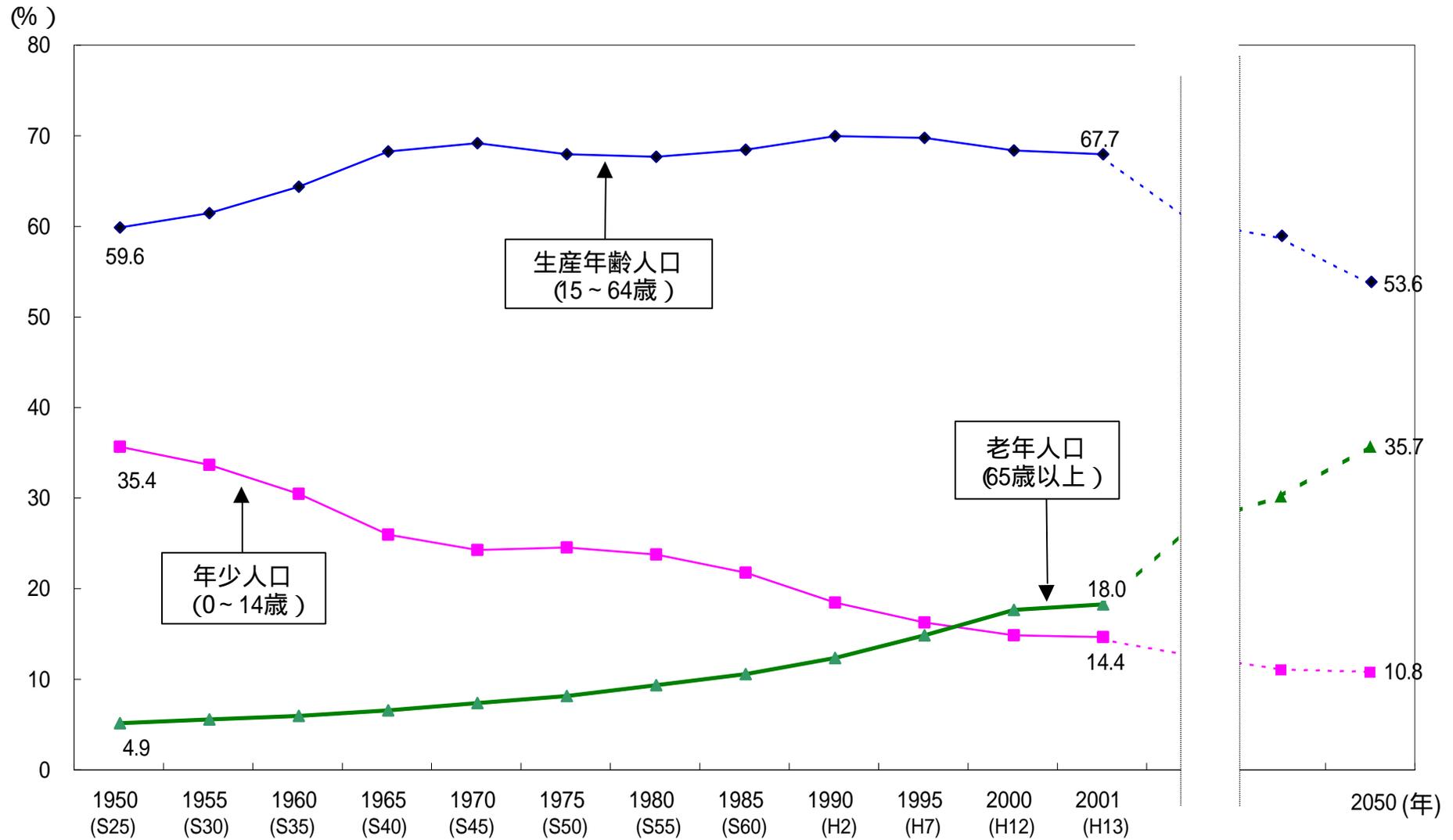
- ・ 世帯主40～49歳の世帯：4,582万円
- ・ 世帯主70歳以上の世帯：9,260万円(「全国消費実態調査」(平成6年))

このうち、貯蓄については、世帯主の年齢階層別の1世帯(2人以上の世帯)当たりの貯蓄をみると、高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。

- ・ 世帯主40～49歳の世帯：1,294.1万円
- ・ 世帯主60歳以上の世帯：2,345.7万円(「貯蓄動向調査」(平成10年))

また、高齢者のいる世帯の持家率は平均で8割を超えており、全世帯の持家率(60.3%)を上回る状況にある(「住宅・土地調査」(平成10年))

年齢3区分別人口割合の推移



(注) 総務省「平成13年10月1日現在推計人口」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計により作成

平均寿命の推移

暦 年	男	女
	歳	歳
昭和 22 年	5 0 . 0 6	5 3 . 9 6
昭和 30 年	6 3 . 6 0	6 7 . 7 5
昭和 35 年	6 5 . 3 2	7 0 . 1 9
昭和 40 年	6 7 . 7 4	7 2 . 9 2
昭和 45 年	6 9 . 3 1	7 4 . 6 6
昭和 50 年	7 1 . 7 3	7 6 . 8 9
昭和 55 年	7 3 . 3 5	7 8 . 7 6
昭和 60 年	7 4 . 7 8	8 0 . 4 8
平成 2 年	7 5 . 9 2	8 1 . 9 0
平成 7 年	7 6 . 3 8	8 2 . 8 5
平成 12 年	7 7 . 7 2	8 4 . 6 0
平成 13 年	7 8 . 0 7	8 4 . 9 3

(注) 平成 13 年は簡易生命表、それ以外は完全生命表による。

(資料)「生命表(厚生労働省)」より作成

○ 最近における相続税の主な改正

	抜本改正前	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正(現行) (平成6年1月1日以降適用)	
税率構造図	<p>5億円超 (最高税率 75%) 14段階</p>	<p>5億円超 (最高税率 70%) 13段階</p>	<p>10億円超 (最高税率 70%) 13段階</p>	<p>5億円超 (最高税率 75%) → 20億円超 (最高税率 70%) 抜本改正前 現行 9段階</p>	
基礎控除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)	
課税割合	昭和50年 2.1% → 昭和62年 7.9%	平成3年 6.8%	平成5年 6.0%	平成11年 5.2%	平成12年 5.0%
負担割合	13.0% → 17.4%	22.2%	16.6%	12.7%	12.3%

- (注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。
(注2) 課税割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。
(注3) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

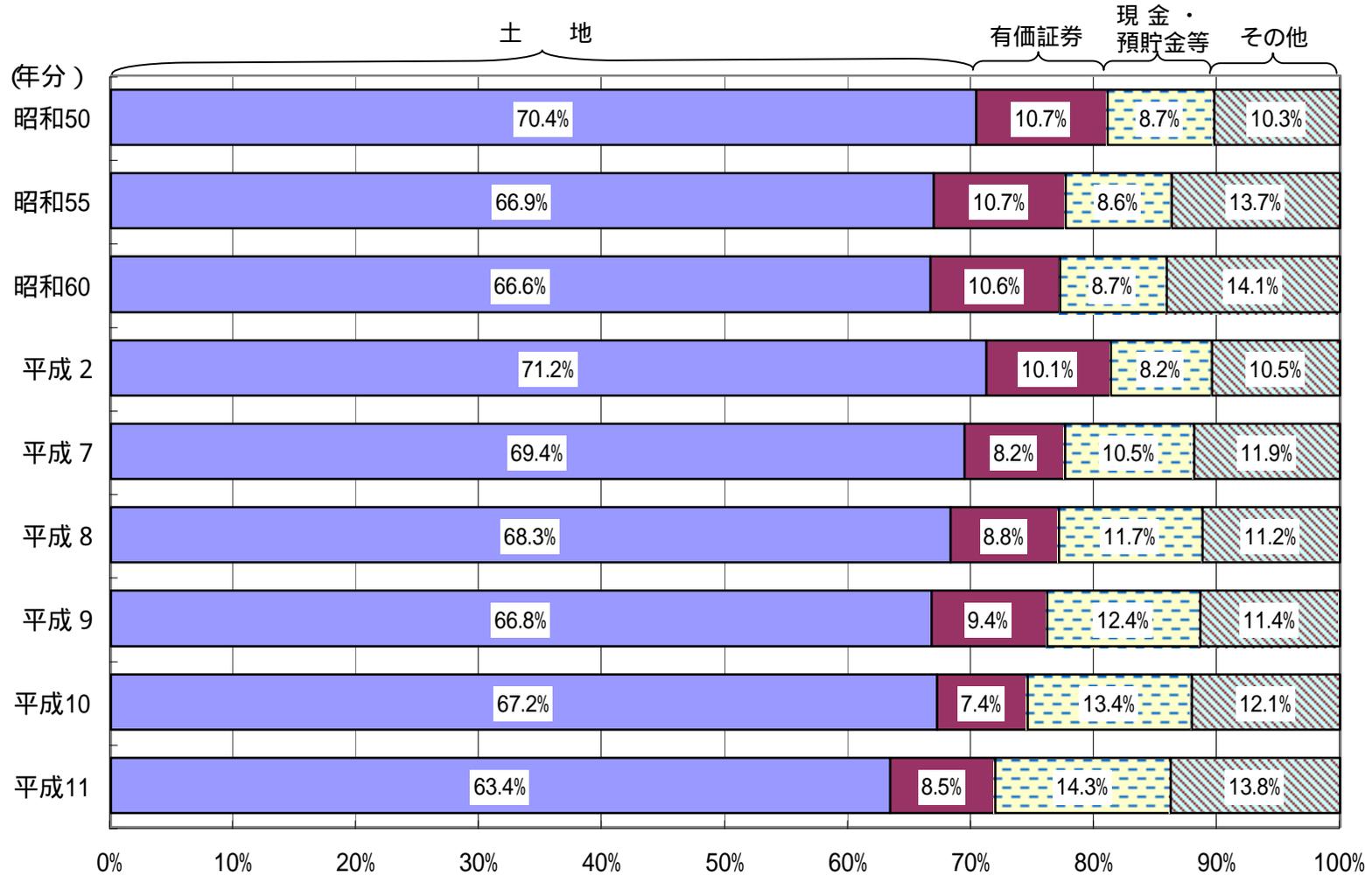
○ 相続税の主な改正

区 分	抜 本 改 正 前	抜本改正（昭和63年12月） （昭和63年1月1日以降適用）	平成4年度改正 （平成4年1月1日以降適用）	平成6年度改正 （平成6年1月1日以降適用）
(1) 遺産に係る基礎控除 定額控除 法定相続人数比例控除	2,000万円 400万円×法定相続人の数	4,000万円 800万円×法定相続人の数	4,800万円 950万円×法定相続人の数	5,000万円 1,000万円×法定相続人の数
(2) 税 率	10% 200万円以下 15% 500万円以下 20% 900万円以下 25% 1,500万円以下 30% 2,300万円以下 35% 3,300万円以下 40% 4,800万円以下 45% 7,000万円以下 50% 1億円以下 55% 1億4,000万円以下 60% 1億8,000万円以下 65% 2億5,000万円以下 70% 5億円以下 75% 5億円超 (14段階)	10% 400万円以下 15% 800万円以下 20% 1,400万円以下 25% 2,300万円以下 30% 3,500万円以下 35% 5,000万円以下 40% 7,000万円以下 45% 1億円以下 50% 1億5,000万円以下 55% 2億円以下 60% 2億5,000万円以下 65% 5億円以下 70% 5億円超 (13段階)	10% 700万円以下 15% 1,400万円以下 20% 2,500万円以下 25% 4,000万円以下 30% 6,500万円以下 35% 1億円以下 40% 1億5,000万円以下 45% 2億円以下 50% 2億7,000万円以下 55% 3億5,000万円以下 60% 4億5,000万円以下 65% 10億円以下 70% 10億円超 (13段階)	10% 800万円以下 15% 1,600万円以下 20% 3,000万円以下 25% 5,000万円以下 30% 1億円以下 40% 2億円以下 50% 4億円以下 60% 20億円以下 70% 20億円超 (9段階)
(3) 配偶者に対する相続税額の軽減	遺産の2分の1又は4,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	配偶者の法定相続分又は8,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除	同 左	配偶者の法定相続分又は1億6,000万円のいずれか大きい金額に対応する税額まで控除
(4) 死亡保険金の非課税限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(5) 死亡退職金の非課税限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数		
(6) 税額控除 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき12万円	同 左	同 左

○ 小規模宅地等の相続税の課税の特例の改正

区 分	減 額	割 合	11・12年		13年～	
			80% (330㎡)	80% (400㎡)	80% (200㎡)	80% (240㎡)
(1) 居住又は事業の継続という要件を満たす事業用宅地又は居住用宅地	事業用	40% (200㎡)	60% (200㎡)	70% (200㎡)	80% (330㎡)	80% (400㎡)
	居住用	30% (")	50% (")	60% (")	80% (200㎡)	80% (240㎡)
(2) 上記以外の事業用宅地又は居住用宅地	事業用	40% (")	60% (")	70% (")	50% (")	
	居住用	30% (")	50% (")	60% (")		
(3) 不動産貸付、駐車場宅地等	事業規模	40% (")	60% (")	70% (")	50% (")	
	それ以外	40% (")	0%	0%		

相続財産種類別の財産価額の推移（構成比）



（資料）国税庁統計年報書」による。

（注）有価証券」には、株式・出資、公社債、投資・貸付信託受益証券を含み、「その他」には、家屋・構築物、生命保険金、退職金等を含む。

諸外国における死亡保険金に係る相続税の扱い(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
保険金受取人が被相続人である場合	課税 ただし、[500万円×法定相続人の数]については非課税	課税	課税	課税	被保険者が70歳未満の時に払い込まれた保険料に対応する額については、152,500ユーロ[1,753万円]を控除のうえ、 <u>20%の税率で分離課税(注3)</u>
保険金受取人が相続人である場合	課税 ただし、[500万円×法定相続人の数]については非課税	課税(注2)	非課税 ただし、被相続人の死亡前7年以内の支払保険料の合計額に対して課税	課税	被保険者が70歳以上の時に払い込まれた保険料に対応する額については、30,500ユーロ[350万円]を控除のうえ、 <u>通常の累進税率で課税</u>

(注1) 上記のいずれの場合においても、被保険者、保険料負担者が被相続人の場合を想定。

(注2) 被相続人が保険契約に関して受取人の変更等の権利を留保していた場合を想定。なお、権利を留保せず、予め受取人を被相続人以外の者に確定していた場合は、その確定の時点で支払保険料に対して贈与税が課税される。

(注3) フランスにおいては、1998年の税制改正以前、表中 の場合は非課税とされていたため、同年10月12日以前に払い込まれた保険料に対応する額については非課税とする経過措置がある。

(備考) 1ユーロ = 115円 (平成13年12月から平成14年5月までの間における実勢相場の平均値)

諸外国における死亡退職金への課税について(未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
相続税 (遺産税)	相続税が課税される。 ただし、[500 万円× 法定相続人の数]につ いては非課税(注2)	遺産税が課税される。 (注3)	遺産税が課税される。	相続税が課税される。	相続税は課税されな い。
所得税	——	受取人に対して所得税 が課税される。(注4)	——	——	受取人に対して所得税 が課税される。

(注1) 各国とも、被相続人と雇用主との間で相続人への死亡退職金の支払いにつき契約がなされているケースを想定。

(注2) 被相続人の死亡後 3 年以内に支給が確定した死亡退職金に限られる(3 年を超えて確定した場合には、それを受け取った相続人に対して所得税を課税)。

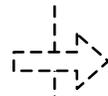
(注3) 被相続人の遺産に含まれるか否かについては事例により異なり、税務当局や裁判所による認定の問題となる。被相続人の遺産に含まれない場合は、遺産税は課税されない。

(注4) 死亡退職金に遺産税が課税される場合には、受取人は受領した死亡退職金に係る遺産税額を所得税額計算において控除することができる。ただし、受取人が概算控除を選択している場合は控除できない。

事業承継に関連する相続税の改正の概要 (平成14年度)

《改正前》

《改正後》



小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

次の宅地等の課税価格を減額 (50%又は 80%)

- ・居住用の宅地等 (200m² 又は 240m²)
- ・事業用の宅地等 (200m² 又は 400m²)

		減額割合	適用対象面積
事業用	事業継続	80%	400m ²
	非継続	50%	200m ²
居住用	居住継続	80%	240m ²
	非継続	50%	200m ²
その他 (注)		50%	200m ²

(注)不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地をいう

納税者の選択

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

同左

- ・同左
- ・同左

取引相場のない株式等に係る軽減措置

次の株式等の課税価格を減額 (10%)

一定の中小同族法人の株式等
(発行済株式等の 1/3以下等を限度)

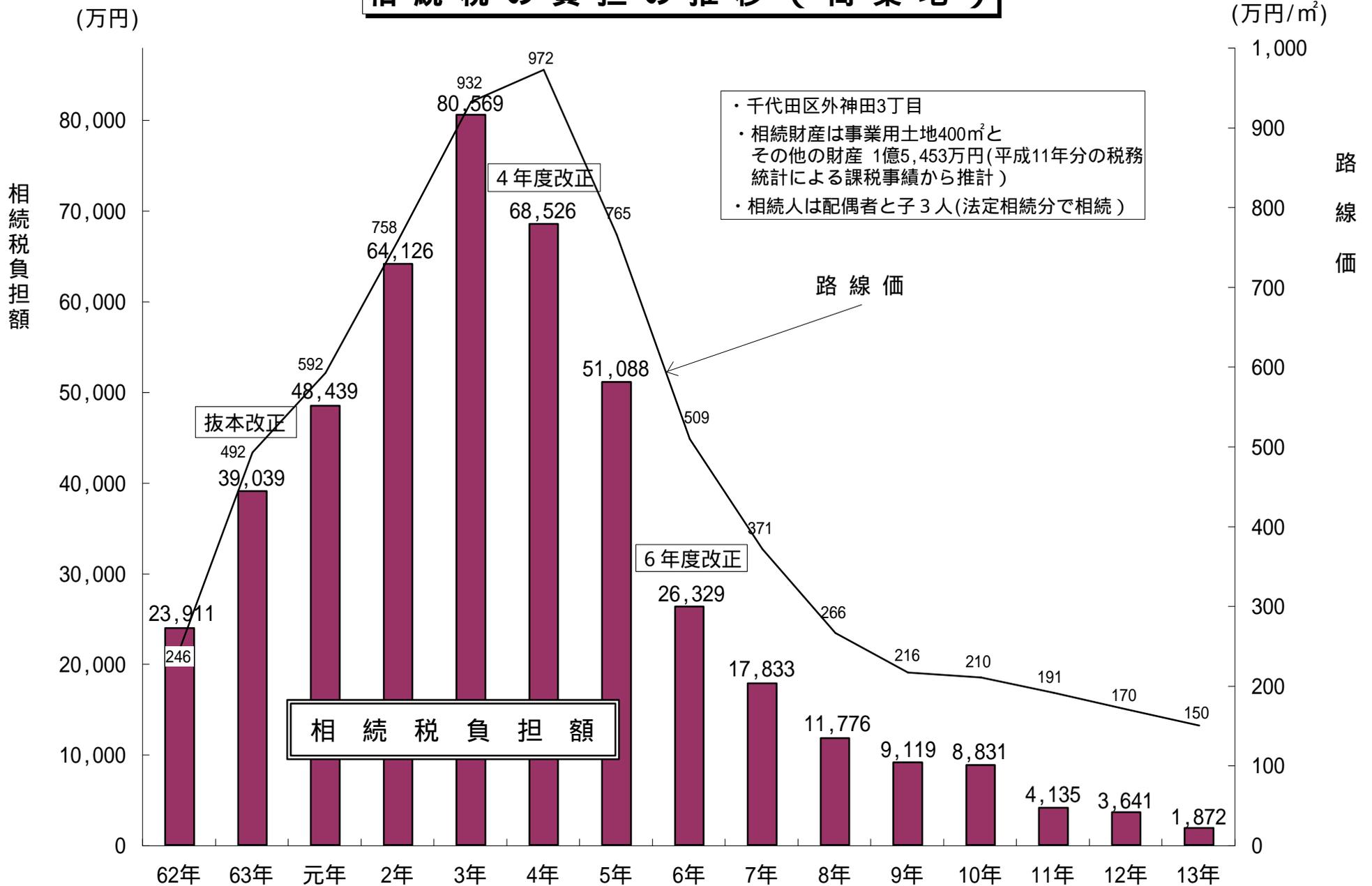
山林 (林地及び立木) に係る軽減措置

次の山林の課税価格を減額 (5%)

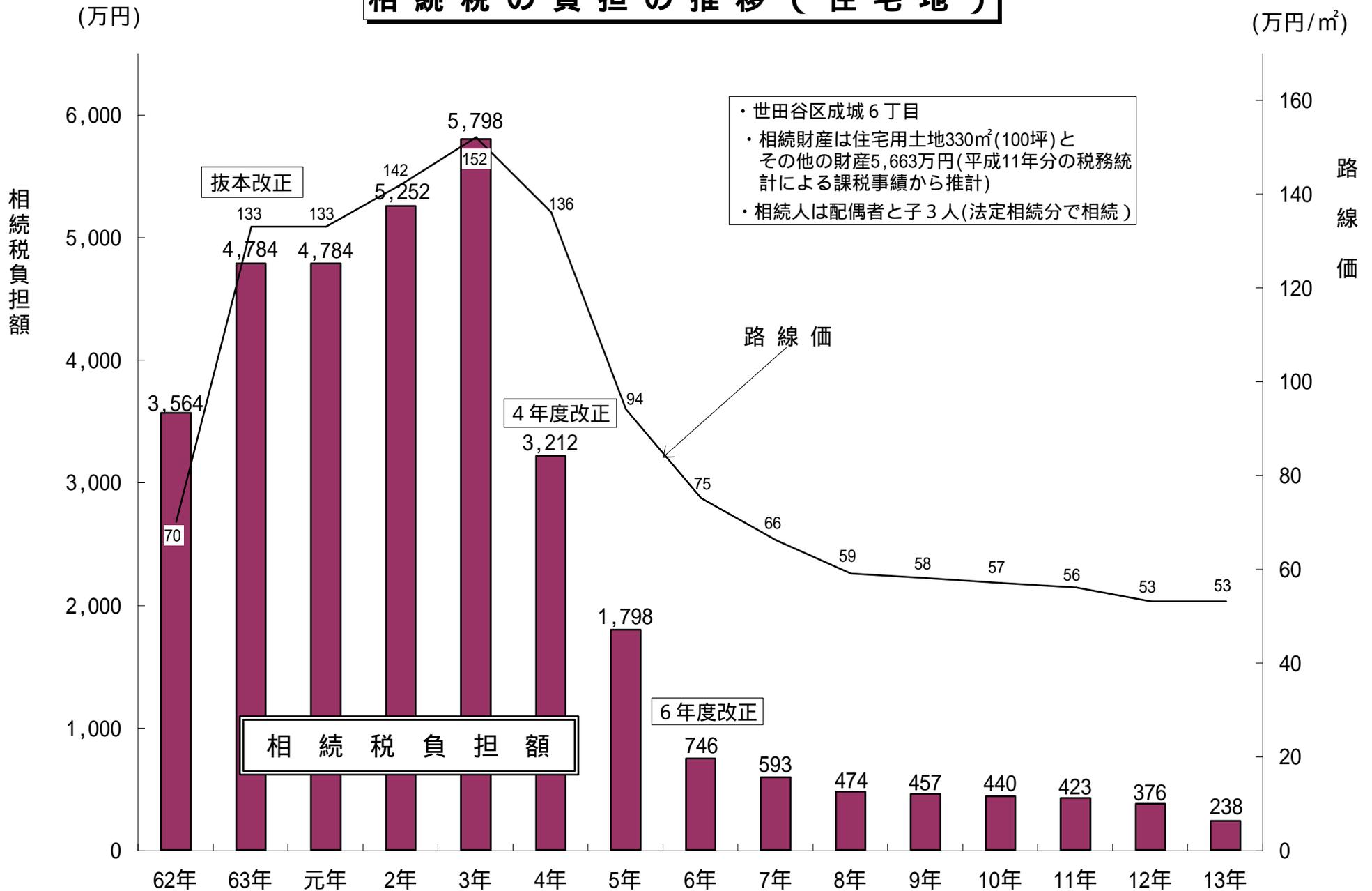
森林施業計画に基づき施業されている林地及び立木

《4年度税制改正により新設》

相続税の負担の推移（商業地）

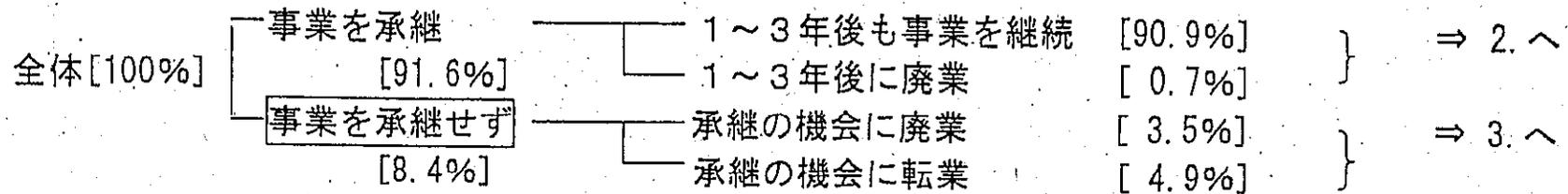


相続税の負担の推移（住宅地）

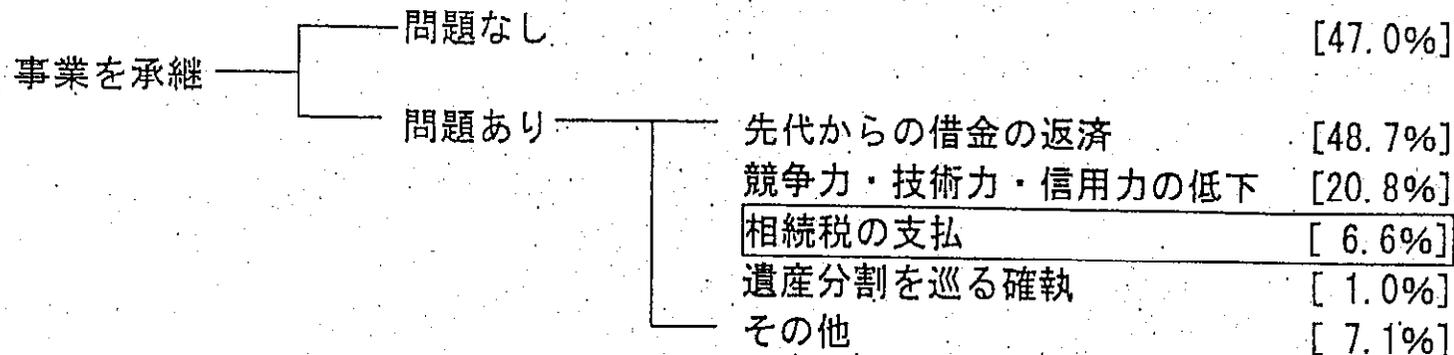


個人事業者の事業承継を巡る問題（「事業承継等に関するアンケート」より）

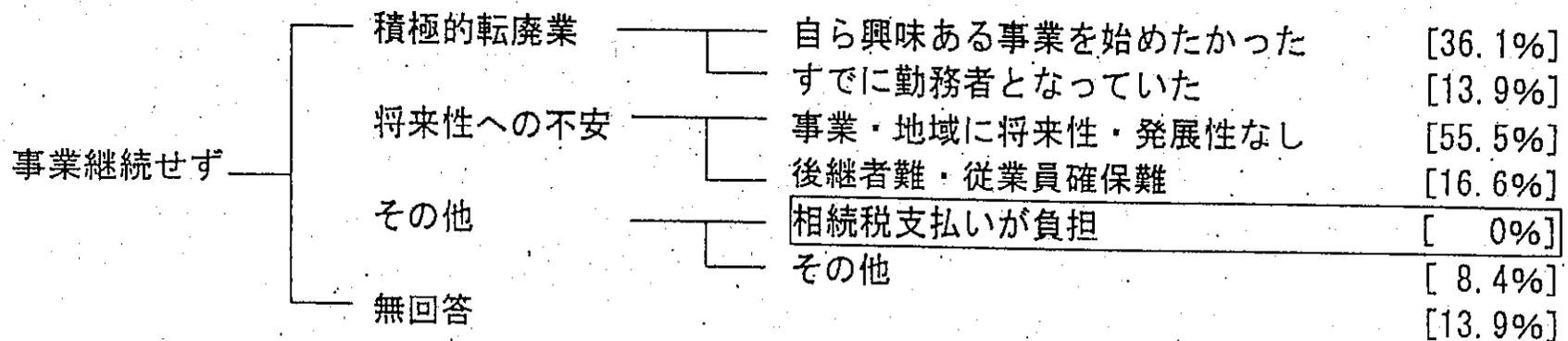
1. 事業承継の有無



2. 事業承継時の問題点（事業を承継した者対象）＜複数回答＞



3. 事業を承継しなかった理由（事業を承継しなかった者対象）＜複数回答＞



（注）関東・甲信越地域の個人企業（国民生活金融公庫取引先）が対象

（資料）「事業承継等に関するアンケート（平成11年10月実施）」（国民生活金融公庫総合研究所）より作成

最近における贈与税の主な改正

		抜本改正前 (昭和50年～)	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正(現行) (平成4年1月1日以降適用)	
税 率 構 造	イメージ図	<p>7,000万円超 (最高税率 75%)</p> <p>14段階</p>	<p>7,000万円超 (最高税率 70%)</p> <p>13段階</p>	<p>7,000万円超 (最高税率 75%) → 1億円超 (最高税率 70%)</p> <p>13段階</p>	
	基礎控除	60万円 (昭和50年～)	60万円	60万円	110万円 (平成13年1月1日～)

相続税 贈与税の課税方式 (イメージ図)

平成 年 -----> 平成 年 -----> 贈与者の死亡時

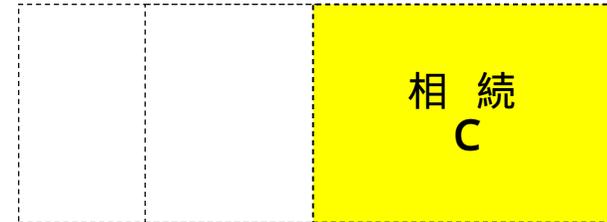
現行方式
(暦年課税)



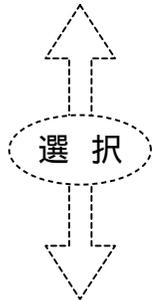
$A \times \text{贈与税率}$
納付税額 a



$B \times \text{贈与税率}$
納付税額 b



$C \times \text{相続税率}$
納付税額 c



一体化措置
(相続時累積課税)



$D \times \text{贈与税率(軽減)}$
納付税額 d



$E \times \text{贈与税率(軽減)}$
納付税額 e



$(D + E + F) \times \text{相続税率} - (d + e)$
[相続税で精算]

(注) この図はイメージであることから、基礎控除等は省略してあります。

相続時精算課税制度(仮称)案のポイント

《適用対象者》

贈与者は、満65歳以上の親

受贈者は、満20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)。人数の制限はない。

《適用手続》

制度の適用を受けるには、贈与を受けた年の翌年3月15日までに税務署へ本制度を選択する旨の届出が必要
最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続

本制度は、受贈者である兄弟姉妹が別々に、贈与者である父、母を区別して、選択可能

《適用対象となる贈与財産等》

贈与財産の種類、贈与期間に制限はない

贈与金額、贈与回数に制限はない

《税額の計算等》

(贈与時)

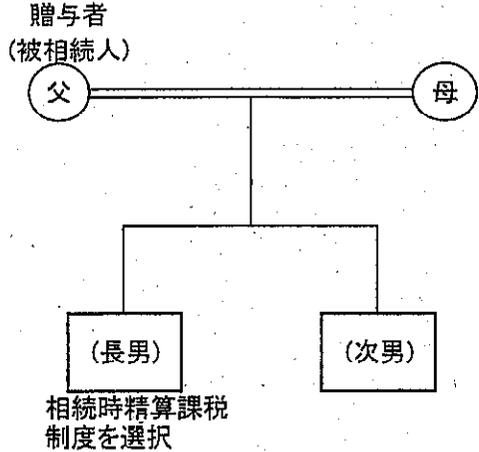
- ・ 制度の対象となる親からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して、贈与時に贈与税(軽減)を納税

(相続時)

- ・ 選択した子は、制度の対象となる親の相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除
- ・ この場合の相続税額は、従来と同じ法定相続分による遺産取得課税方式で計算
- ・ 相続税額から控除しきれない贈与税相当額は還付
- ・ 相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価

相続時精算課税制度に係る税額計算の流れ

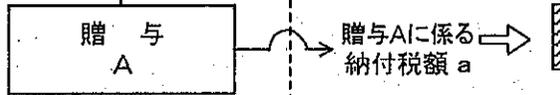
《前提》
 夫婦2人の家族で、父(被相続人)が遺産を残して死亡。なお、長男は父から、相続時精算課税制度に係る生前贈与(2回)を受けていた。



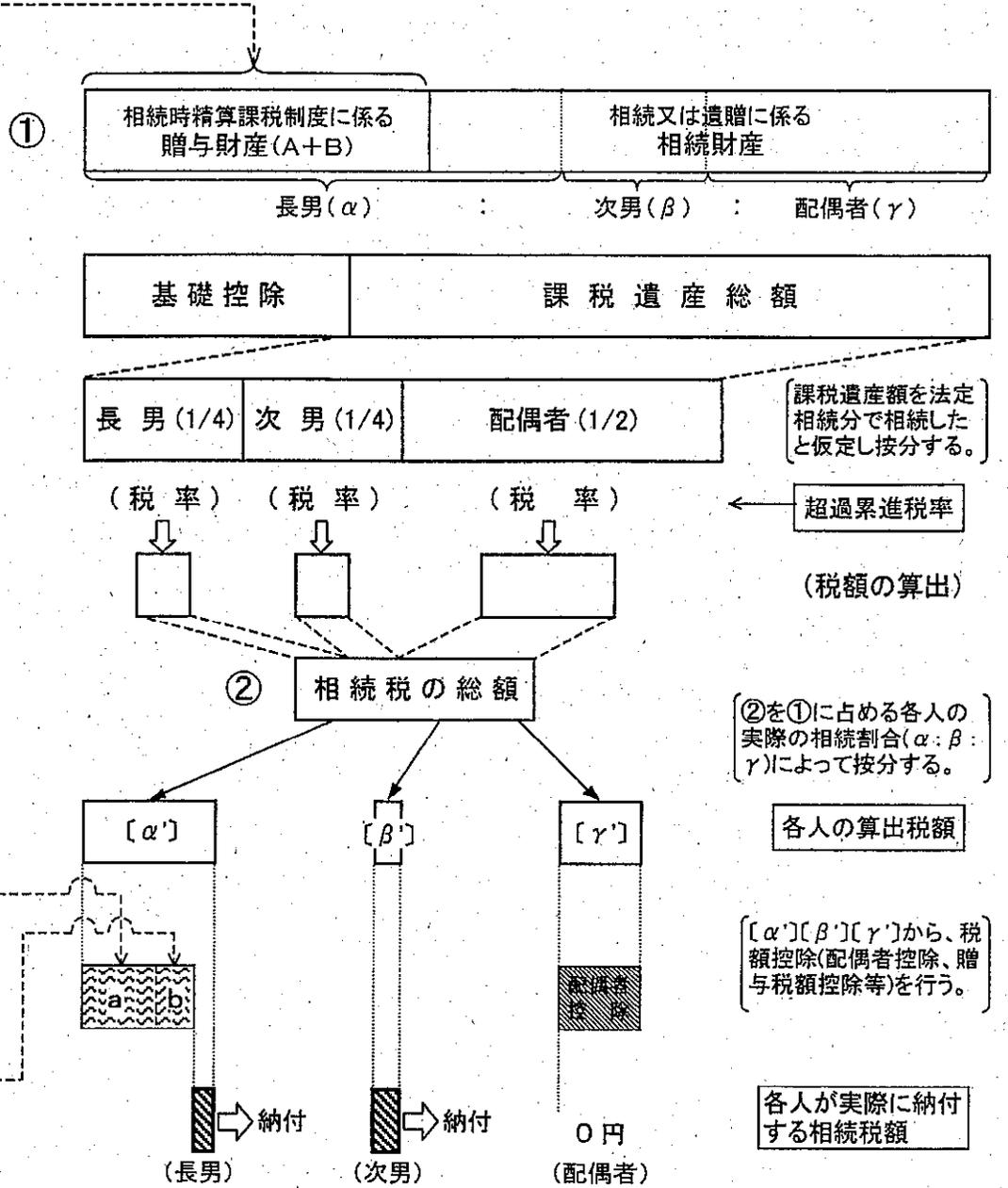
父(被相続人) ⇒ 長男への生前贈与

[相続時精算課税制度に係る贈与]

選択1年目



選択後△年目



相続時精算課税制度(仮称)における贈与時の課税について

1. 基本的考え方

我が国の相続税は、各相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の合計を一旦法定相続分で分割したと仮定し、相続税の総額を算出し、それを実際の遺産の取得額に応じて按分する計算の仕組みを採っている(遺産取得課税方式と遺産課税方式のいわゆる併用方式)ため、相続時点でなければ、各相続人別の正確な納付税額は確定しない。

相続時精算課税制度においては、このような我が国の相続税制度の特徴を踏まえ、毎回の贈与時に精緻な贈与税の累積課税を行うことはせず、相続時に限って累積課税を行うことで、次世代への資産移転時期の選択についての中立性を図ることとしている。

このように、相続時精算課税制度は、次世代への資産移転時期の選択についての中立性を相続時の累積課税により実現しようとするものであるので、贈与段階での贈与税負担自体を最終的な相続税の負担と一致させなくとも、本制度の中立性に影響を与えるものではない。

そもそも特定の推定相続人が贈与段階で受けた贈与財産の額から最終的な相続時の全体の財産額を推し測ることは困難である以上、贈与段階の税負担の設定に当たり、将来の相続時の税負担との一致を厳密に追求する必要性は乏しい。

最終的に相続時に精算されることを前提とした贈与段階での贈与税は、各年での概算払いという性格を有するものであり、その仕組みは、むしろ簡素であることが望ましい。

2 . 控 除

相続税の基礎控除により、相続時の精算では一定額の財産までは非課税になることを考慮すれば、受贈者の申告を前提に、一定金額までの贈与について、贈与税を課税しない措置(特別控除等)を講ずることが適当ではないか。

毎年比較的少額ずつの贈与を受ける者にも公平に相続時精算課税制度を利用してもらうためには、管理上の負担はある程度増加するものの、上記の非課税措置(特別控除等)は、限度額まで多年分にわたり利用できることとすべきではないか。

上記の非課税措置(特別控除等)については、定額部分と法定相続人比例部分からなる相続税の基礎控除の水準との関連を踏まえて設定すべきではないか。

3 . 税 率

基本的考え方にあるとおり、相続時精算課税制度における贈与時の税負担は概算払いという性格を有することから、税率については、一律又は2段階程度の極力簡素な税率構造とすべきではないか。

具体的な税率水準については、概算払いとしての性格を踏まえ、非課税措置(特別控除等)の水準との適切な組み合わせの中で設定することが必要ではないか。